

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	藻岩山スキー場運営参入意向調査業務
発 注 課	スポーツ部企画事業課
選 定 事 業 者	有限責任監査法人トーマツ札幌事務所

随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）

本業務の実施に当たっては、藻岩山スキー場の現在までの経緯や現状の運営体制における課題、札幌市内のスキー場における藻岩山スキー場の位置付けを踏まえた上で検討・調査を進めていく必要がある。

また、本業務は昨年度、スポーツ局が発注した「藻岩山スキー場運営体制構築検討業務」（以下、「前回業務」という。）から継続した業務であり、昨年度の検討の経緯・結果を踏まえた取り組みが必要である。

加えて、施設の老朽化が進む藻岩山スキー場において、とりわけリフトについては、年式が古く（第1リフトは1979年建設）修繕が難しいものもあり、施設リニューアルに向けた新たな運営体制への移行については待ったなしの状況であることから、本業務を確実に年度内に完了させる必要がある。

本業務については①「運営体制移行による課題整理」から始まり②「公募要件の整理」、③「藻岩山スキー場事業の事業評価」、④「公募要件確定のためのサウンディング調査」、⑤「参入意向調査」、⑥「審査～事業者選定」と多岐に渡っており、これらの全てを年度内に行うためには相当程度のスピード感が求められる。

当該事業者は、前回業務の受注事業者であり、藻岩山スキー場における現在までの経緯や現状の運営体制について十分な知識を有しており、前回業務の報告書などの文面には現れない細かな情報・ニュアンスも含め、共有が図れている。

さらに当該事業者は、昨年度、経済観光局観光MICE推進部が進めるスノーリゾート推進事業の一環として、スノーリゾートシティSAPPORO推進協議会（事務局：観光MICE推進部）が発注した「市内民間スキー場魅力アップ構想策定支援業務」を受注した事業者でもあり、藻岩山を含めた市内スキー場の魅力向上のための取組について調査・研究をしていることから、札幌市内のスキー場における藻岩山スキー場の位置づけを踏まえた検討をすることについても、他の事業者にはない強みを持っている。

当該事業者が引き続き関与することで、事前に踏まえるべき事項について改めて調査する必要がなくなるため、限られた期間内でのスムーズな業務の履行が可能になるほか、藻岩山スキー場の持続可能な運営体制への移行と、藻岩山スキー場の魅力向上を一

根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
---------	-----------------------

決 定 日	令和5年7月24日
-------	-----------